

八尾市職員給与条例の一部改正  
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第42条 略 (期末手当)</p> <p>第42条の2 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第42条の4までにおいてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第42条の4第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額に対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>第42条の3・第42条の4 略 (勤勉手当)</p> <p>第42条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、市長が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち次号又は第3号に該当する職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額</p>	<p>第1条～第42条 略 (期末手当)</p> <p>第42条の2 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第42条の4までにおいてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第42条の4第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>第42条の3・第42条の4 略 (勤勉手当)</p> <p>第42条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち次号又は第3号に該当する職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死</p>

(2) • (3) 略	亡した日現在。次項において同じ。)において 受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地 域手当の月額の合計額を加算した額に100分の 106.25を乗じて得た額の総額
3 第42条の2第4項及び第5項の規定は、前項の 勤勉手当基礎額について準用する。	3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日 現在において職員が受けるべき給料の月額（育児 短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率 で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月 額の合計額とする。
4 略	4 第42条の2第5項の規定は、第2項の勤勉手当 基礎額について準用する。この場合において、同 条第5項中「前項」とあるのは、「第42条の5第 3項」と読み替えるものとする。
第43条～第50条 略 附 則	5 略
第1条～第13条 略	第43条～第50条 略 附 則
第14条 略	第1条～第13条 略
2・3 略	第14条 略
4 前3項の規定の適用を受ける職員に対する第42 条の2第4項（第42条の5第3項において準用す る場合を含む。）の規定の適用については、第42 条の2第4項中「給料月額」とあるのは、「給料 月額（附則第14条第1項から第3項までの規定に による給料の額を含む。）」とする。	2・3 略
5・6 略	4 前3項の規定の適用を受ける職員に対する第42 条の2第4項及び第42条の5第3項の規定の適用 については、これらの規定中「給料月額」とある のは、「給料月額（附則第14条第1項から第3項 までの規定による給料の額を含む。）」とする。
第15条 略	5・6 略
2～6 略	第15条 略
7 前条第4項の規定にかかわらず、第1項の規定 の適用を受ける職員に対する第42条の2第4項 (第42条の5第3項において準用する場合を含 む。)の規定の適用については、第42条の2第4 項中「給料月額」とあるのは「給料月額（附則第 14条第1項から第3項まで並びに附則第15条第3 項、第5項及び第6項の規定による給料の額を含 む。）」とする。	2～6 略
8～10 略	7 前条第4項の規定にかかわらず、第1項の規定 の適用を受ける職員に対する第42条の2第4項及 び第42条の5第3項の規定の適用については、こ れらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月 額（附則第14条第1項から第3項まで並びに附則 第15条第3項、第5項及び第6項の規定による給 料の額を含む。）」とする。